

★ 広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）（財政課）

一 改正の要旨

広島県手数料条例の改正に伴い、申請等の際に徴収することができない手数料として支那報告書等の写しの交付手数料を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年一月一日

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十二号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和七年十一月一日